


川崎市の災害時支援物資受援体制 のあり方及び物資受援マニュアル



令和5年3月

川 崎 市

<目次>

川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの構成

・第1部、第2部 主に「川崎市地域防災計画」に記載すべき事項

・第3部 「川崎市受援マニュアル」に記載すべき事項

第1部 総論.....	1
第1章 総論.....	1
1.1 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの目的等.....	1
1.2 支援物資受援体制のあり方及びマニュアルの位置付け.....	1
(1) 支援物資受援体制のあり方及びマニュアルの対象について.....	1
(2) 川崎市地域防災計画及び川崎市受援マニュアルとの関係.....	1
(3) 国や県の計画等との整合.....	2
第2部 支援物資受援体制のあり方.....	3
第1章 基本理念等.....	3
1.1 基本理念.....	3
1.2 基本方針.....	3
第2章 対象とする災害及び支援物資量の想定.....	4
2.1 対象とする災害.....	4
2.2 支援物資量の想定.....	4
第3章 支援物資の基本的な流れ.....	5
3.1 支援物資の受援におけるフェーズ区分.....	5
3.2 基本的な物資の流れ.....	5
(1) 【フェーズⅠ】 備蓄物資の活用（発災から概ね3日目まで）.....	6
(2) 【フェーズⅡ】 プッシュ型支援（概ね発災3日目から7日目まで）.....	7
(3) 【フェーズⅢ】 プル型支援（概ね発災7日目以降）.....	8
3.3 義援物資の取扱い.....	9
(1) 個人等からの義援物資の抑制.....	9
(2) 企業や団体からの大口の義援物資の受入れ.....	9
第4章 物資拠点の設定、設置等の考え方及び支援物資の受援体制等.....	10
4.1 物資拠点の選定、設置等の考え方.....	10
(1) 物資拠点の区分.....	10
(2) 選定基準.....	11
(3) 災害時物資拠点候補施設の把握.....	11

(4) 災害発生時の物資拠点の選定.....	11
(5) 物資拠点の設営.....	12
4.2 支援物資受援体制と役割.....	13
(1) 支援物資の受援体制.....	13
(2) 市災害対策本部事務局等の組織体制.....	13
(3) 地域内輸送拠点等の組織体制.....	14
(4) 民間事業者等への協力要請.....	15
4.3 物資拠点運営上の基本的ルール.....	16
(1) 物資の需要に応じた適切な判断.....	17
(2) 余裕を持った物資拠点の運営.....	17
(3) 物資拠点に義援物資が持ち込まれた場合の対応.....	17
(4) 輸送に関する情報の一元管理.....	17
(5) 物資の在庫情報の一元管理.....	17
(6) 物資拠点作業における資機材の活用.....	17
(7) 物流事業者のシステム等の活用.....	17
第5章 さらなる支援物資受援体制の整備に向けて.....	18
5.1 現状残された主な課題.....	18
(1) 市職員の物資受援に係る対応力や関係機関との連携体制の構築.....	18
(2) 物資受援に係る市内部の役割分担等の整理・調整.....	18
(3) 物資拠点候補施設の実効性確保に向けたさらなる検討.....	18
(4) 周辺自治体及び民間事業者等との連携.....	18
(5) 海上輸送など陸上輸送以外の輸送手段の検討.....	18
5.2 物資受援に係る運営体制の強化.....	19
(1) 市職員の対応力向上（マニュアルの周知・理解）.....	19
(2) 国、県、関係団体、民間事業者等との連携体制の向上.....	19
(3) マニュアルのさらなる有効活用に向けた取組の推進.....	19
(4) 物資受援に関する訓練の実施.....	19
5.3 職員配置・人員確保.....	20
5.4 物資拠点候補施設及び周辺環境の継続調査・整理.....	20
5.5 周辺自治体等との広域連携の検討.....	20
5.6 海上輸送、航空輸送、鉄道輸送への対応.....	20
第3部 物資受援マニュアル.....	21
第1章 物資受援マニュアルの基本方針.....	21
第2章 支援物資の受援、輸送等の具体的手順.....	23
2.1 フェーズⅠ（発災から概ね3日目まで）.....	23

フェーズⅠの活動体制の全体像.....	23
【FⅠ-1】 個人等からの義援物資の抑制.....	24
【FⅠ-2】 被害状況等の収集と報告.....	26
【FⅠ-3】 備蓄物資の活用.....	28
【FⅠ-4】 流通在庫等の供給（備蓄物資が不足する場合）.....	29
【FⅠ-5】 広域物資輸送拠点候補施設の使用可否の報告等.....	30
【FⅠ-6】 プッシュ型支援物資輸送体制確立・地域内輸送拠点開設.....	32
【FⅠ-7】 物資保管拠点の開設.....	42
2.2 フェーズⅡ（発災から概ね3日目以降から7日目まで）.....	45
フェーズⅡの活動体制の全体像.....	45
【FⅡ-1】 プッシュ型支援物資の地域内輸送拠点での受入れ.....	46
【FⅡ-2】 プッシュ型支援物資の避難所への輸送指示.....	52
【FⅡ-3】 プッシュ型支援物資の避難所への輸送.....	55
【FⅡ-4】 地域内輸送拠点の見直し.....	58
【FⅡ-5】 プル型支援への移行に係る物資ニーズ把握・調達体制の確立.....	62
【FⅡ-6】 物資保管拠点への余剰物資の移送.....	65
2.3 フェーズⅢ（発災から概ね7日目以降）.....	67
フェーズⅢの活動体制の全体像.....	67
【FⅢ-1】 プル型支援物資のニーズ把握.....	68
【FⅢ-2】 プル型支援物資の調達・物資確保.....	70
【FⅢ-3】 プル型支援物資の輸送指示.....	74
【FⅢ-4】 プル型支援物資の避難所への輸送（地域内輸送拠点を経由し避難所へ輸送）.....	77
【FⅢ-5】 プル型支援物資の事業者による直接輸送（地域内輸送拠点を経由せず、直接避難所へ輸送）.....	80
【参考】 災害救助法における求償対象となり得る費用負担について.....	82
巻末資料 様式集（記入例）.....	83

第1部 総論

第1章 総論

1.1 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの目的等

これまでの大規模災害では、国、自治体、民間等からの様々な救援物資が市の物資拠点に集まった結果、自治体職員による物資の受入・管理・輸送等に課題があり、物資拠点から避難所までの円滑な輸送が困難となった事例がある。

一方、国では、首都直下地震における応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会：『首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画』（令和4年6月10日））に基づき、発災後3日目までにプッシュ型支援（被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して送付する支援方法）を行うとしており、首都直下地震が発生した際には、被災自治体はプッシュ型支援への対応を迫られることとなる。

本市においても、川崎市地域防災計画や川崎市受援マニュアルにおいて、物資集積場所や人的・物的受援の基本的な考え方等を定めているが、プッシュ型支援等を想定した具体的な支援物資の物流のオペレーションについては十分に定まっていない。

川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル（以下「支援物資受援体制のあり方及びマニュアル」という。）は、上記のような過去の災害の教訓や、国等の物資受援に関する動き等を背景として、本市が被災した場合に、国、県などからの支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑かつ速やかに実施するため、支援物資の受援体制について見直しを行い、今後のあり方を整理するとともに、支援物資の物流の具体的なオペレーションについて、必要な事項を定めることを目的として策定したものである。

1.2 支援物資受援体制のあり方及びマニュアルの位置付け

（1）支援物資受援体制のあり方及びマニュアルの対象について

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルは、発災直後の市の備蓄物資の輸送、義援物資の取扱い、国、県及び事業者等からの支援物資の受入れ並びに避難所までの輸送の一連の流れを対象とする。

なお、人的受援については、対象外とする。

（2）川崎市地域防災計画及び川崎市受援マニュアルとの関係

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルは、川崎市地域防災計画または川崎市受援マニュアルに記載すべき内容で構成されるため、支援物資の受援体制や物資拠点の位置づけなどの「川崎市地域防災計画に関する事項」、受援における具体的なオペレーションなどの「川崎市受援マニュアルに関する事項」を明確にして作成することとし、速やかに、川崎市地域防災計画及び川崎市受援マニュアルの必要な修正を行うものとする。

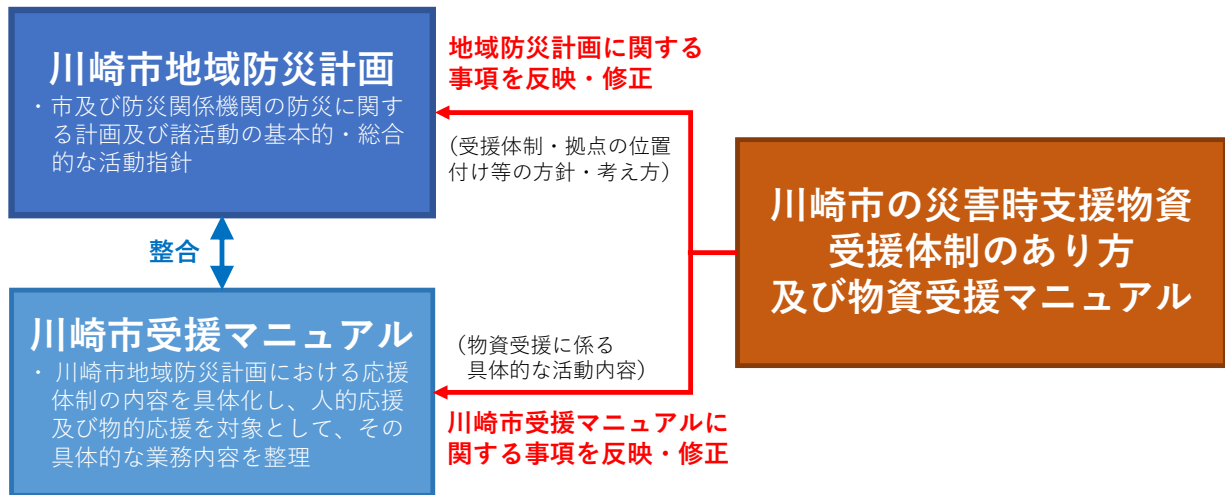


図 1-1.2.1 本マニュアルの位置付けの概念図

(3) 国や県の計画等との整合

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルは、国や神奈川県に関連計画や手引き（中央防災会議幹事会：『首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画』（令和4年6月10日）、国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室：『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック』（平成31年3月）、神奈川県：『神奈川県災害時広域受援計画』（平成26年3月）等）と可能な限り整合を図るものとする。

第2部 支援物資受援体制のあり方

第1章 基本理念等

1.1 基本理念

支援物資受援体制の基本理念は、以下のとおりとする。

「支援物資の受入れ、管理等の体制を整え、物資拠点から避難所まで円滑に物資を輸送する」

上記基本理念は、行政において、被災者が必要とする全ての物資を供給することを意味するものではない。市民への普及啓発による備蓄の促進（自助）、地域・企業等の共助による取組を基本としつつ、これらの自助や共助では不足する物資を公助により適切に補う体制を整備することで、市全体として自助・共助・公助が連携した体制を構築することを基本理念として目指すものである。

1.2 基本方針

基本理念を踏まえた受援体制の基本方針は、以下のとおりとする。

災害時支援物資受援体制の基本方針

- 市の関係各部署が連携した全庁的な支援物資受援体制を構築する。
- 市単独では円滑な災害時の支援物資の物流の実現は困難と認識し、国、神奈川県、関係団体・事業者と適切な協力関係を構築する。
- 被災者にとって「必要な物資」、「必要なとき」は、災害の状況や災害対応のフェーズによって変わること留意し、状況に応じた柔軟な対応を行うこととする。
- 民間事業者の物流プロセスの有効活用等による支援物資輸送の円滑化の取組や家庭内備蓄の促進・食品ストック等の有効活用の啓発など、効率的な支援物資の受援体制の構築に向けた取組を一体的に推進する。

第2章 対象とする災害及び支援物資量の想定

2.1 対象とする災害

地震災害、風水害をはじめ、地域防災計画が対象とする全ての災害を対象とする。

ただし、具体的なオペレーションについては、想定される被害規模を踏まえ、地震災害を想定して作成する。その他の災害においては、実際の被災状況等を踏まえて柔軟に対応することとする。

2.2 支援物資量の想定

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルで想定する支援物資の計画数量については、内閣府中央防災会議幹事会「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和4年度）で想定している国のプッシュ型支援物資の川崎市分の計画数量（避難所避難者数及び避難所外避難者数 合計24万人想定分）とする。

また、支援物資の受援に係る川崎市内の被害分布や避難者分布、その他の被災事象については「川崎市地震被害想定調査」（平成25年）における「川崎市直下の地震」の想定結果を使用する。

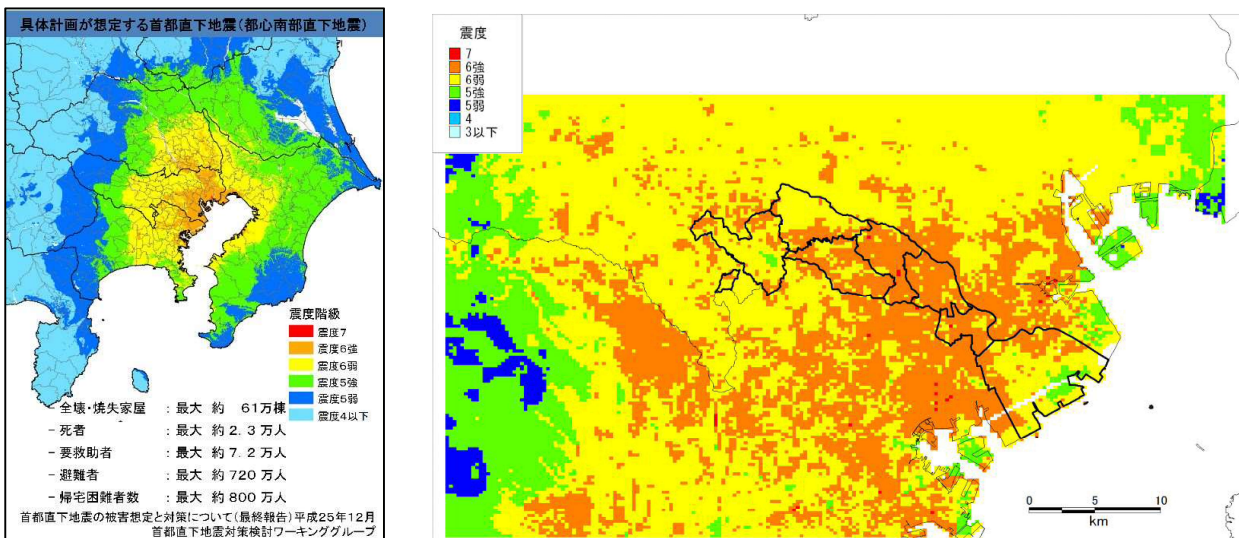


図 2-2.2.1 本マニュアルで想定する地震の震度分布
(左：都心南部直下地震、右：川崎市直下地震)

第3章 支援物資の基本的な流れ

3.1 支援物資の受援におけるフェーズ区分

支援物資の受援におけるフェーズ区分は、表 2-3.1.1 のとおりとする。

表 2-3.1.1 支援物資受援におけるフェーズ区分

フェーズ	時期（目安）	主な対応
フェーズⅠ	発災から 概ね3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭内備蓄及び市の備蓄物資の活用 ⇒集中備蓄倉庫から避難所への物資輸送等 ●プッシュ型物資支援に向けた準備・体制確立 ⇒地域内輸送拠点の開設及び輸送体制等の確立
フェーズⅡ	発災から概ね 3日目以降から 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ●プッシュ型物資支援の実施 ⇒県から地域内輸送拠点に輸送された物資を避難所等に輸送 ●プル型物資支援に向けた準備・体制確立 ⇒物資ニーズの把握・整理等
フェーズⅢ	発災から 概ね7日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ●プル型物資支援の実施 ⇒物資ニーズの把握・整理、物資の調達及び県等への要請 ⇒支援物資受援、避難所等に輸送

フェーズ区分の時期(3日目や7日目)は、ひとつの目安であり、状況によって変動するものであることに留意し、可能であれば上記フェーズ区分の目安時期に縛られることなく前倒しで対応することで、できる限り被災者のニーズに迅速・的確に対応するものとする。(そのため、あえて、各フェーズの始期と終期を重複させている。)

3.2 基本的な物資の流れ

災害発生後の被災者への物資支援は、「(1)備蓄物資の活用」、「(2)プッシュ型支援」、「(3)プル型支援」の3つに区分し、これらの全体の流れは次のとおりとする。

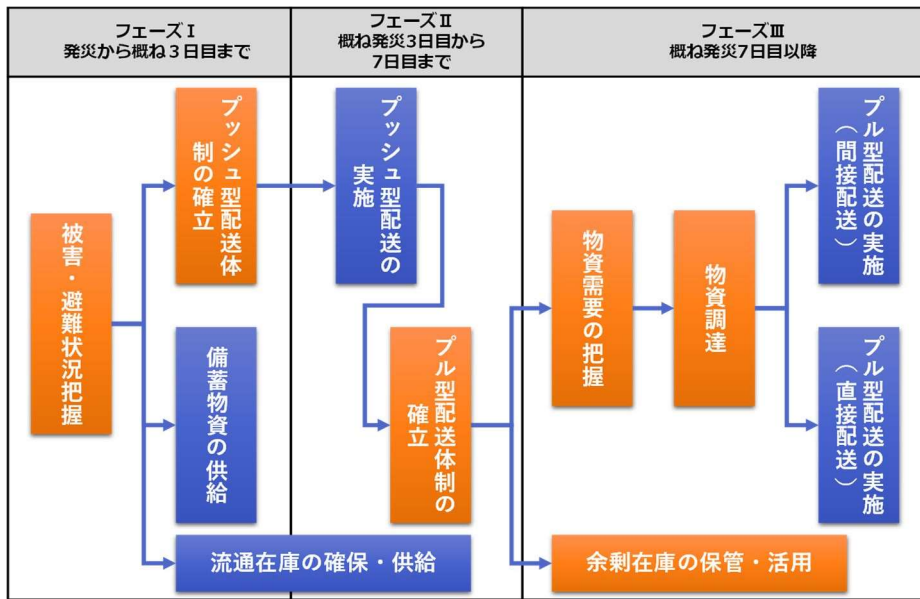


図 2-3.1.1 災害発生後の物資対応の流れ

フェーズⅠでは主に、市が保有する備蓄物資や協定に基づく流通在庫の供給を行うと共に、フェーズⅡにおけるプッシュ型支援物資の受入れ・輸送に向けた体制の確立を行う。フェーズⅡでは、プッシュ型支援物資の受入れ・輸送を実施する他、プル型輸送に向けた体制の確立を行う。その上で、フェーズⅢでは、物資需要の把握に基づくプル型の物資調達と輸送を行う。

（1）【フェーズⅠ】 備蓄物資の活用（発災から概ね3日目まで）

備蓄物資は各避難所の備蓄倉庫に備蓄している「分散備蓄」と、各区の集中備蓄倉庫に備蓄する「集中備蓄」に分かれており、市の備蓄物資の活用は次のとおりとする。

- ア 各避難所の備蓄物資については、発災後速やかに配布の体制を整え、状況に応じて避難者への配布を行う。
- イ 集中備蓄物資については、災害対策本部と区本部が連携し、発災後速やかに被災状況に応じて必要な避難所への輸送を行うものとする。
- ウ 集中備蓄倉庫の物資が不足する場合は、区本部の判断により、状況に応じて避難所間での調整を行うこととする。

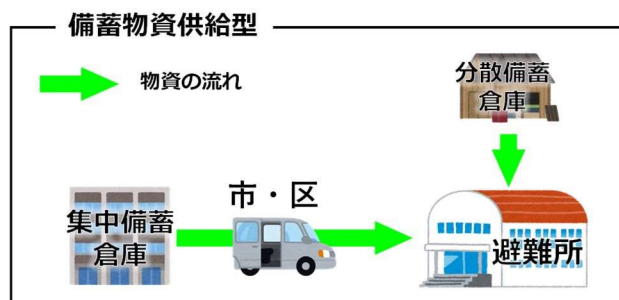


図 2-3.1.2 備蓄物資供給型の流れ

(2)【フェーズⅡ】プッシュ型支援（概ね発災3日目から7日目まで）

被災地方公共団体及び家庭等の備蓄物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する「プッシュ型支援」を行う計画となっている。

ア プッシュ型支援の流れ

「神奈川県災害時広域受援計画」（令和2年）では、国は支援物資を調達し、県の広域物資輸送拠点への輸送を行う。また、県は広域物資輸送拠点を設置・運営し、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点または避難所等への輸送を行うものとされ、市町村は地域内輸送拠点を設置・運営し、地域内輸送拠点から避難所への輸送を行うこととされている。

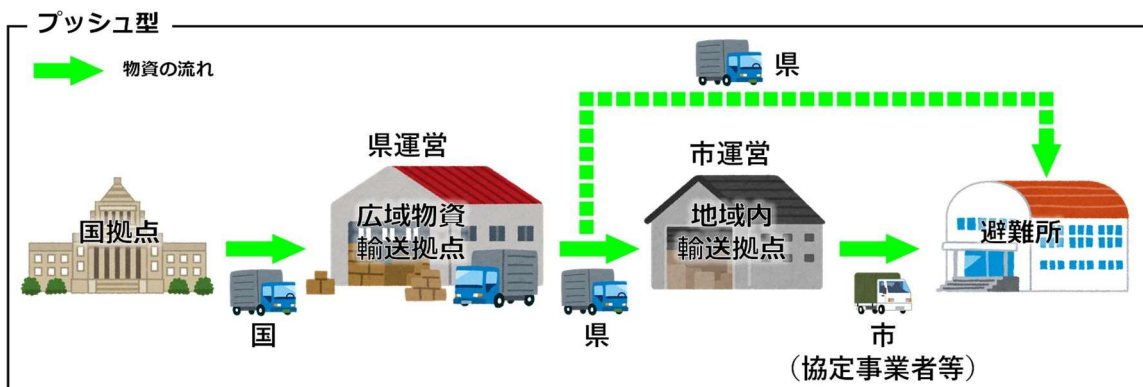


図 2-3. 1.3 プッシュ型支援の流れ

表 2-3.1.2 プッシュ型支援において想定される支援物資量
(出典：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年度）)

品目	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画による必要数量※				パレットあたり積載可能量 (4日目～7日目平均)	1日あたりのパレット換算(枚)
	4日目	5日目	6日目	7日目		
食料(千食)	553.0	608.7	664.4	720.1	4.2	151.56
乳児用粉ミルク(kg)				1,158	653	0.44
乳児・小児用おむつ(枚)				194,472	3,996	12.17
大人用おむつ(枚)				33,949	1,944	4.37
携帯トイレ・簡易トイレ(回)				1,595,544	10,500	37.99
トイレトペーパー(巻)				152,770	810	47.15
生理用品(枚)				237,758	27,000	2.20
毛布(枚)				20,959	120	43.66
合 計						299.54

1日あたりのパレット換算(枚)の算出方法

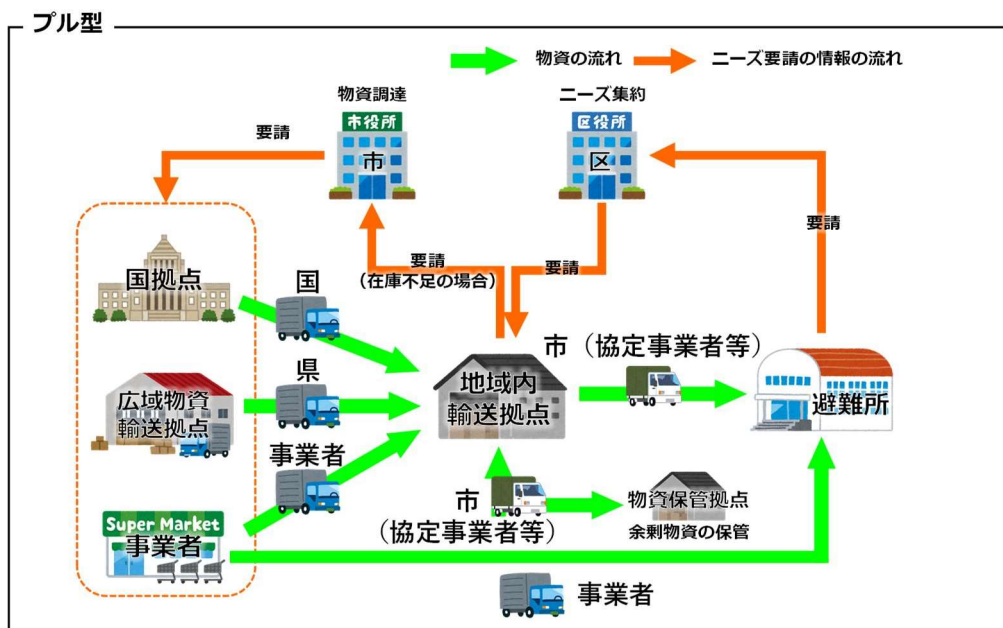
=品目別の必要数量の1日あたりの平均/品目別のパレットあたり積載可能量

※ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和4年度)では、食料は日にちごと、食料以外の品目は、4日目～7日目の合計数量を計上。

(3)【フェーズⅢ】プル型支援(概ね発災7日目以降)

国の計画では、被災地における物資の供給体制が安定し、被災都県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災都県による体制(プル型支援)に移行するものとされている。

プル型支援においては、避難所から上げられるニーズに基づき、市が国・県・他自治体・事業者等から物資を調達し、地域内輸送拠点から避難所への輸送を行う。



※ニーズ要請以外の情報の流れは第3部に後述する

※地域内輸送拠点に配置された市職員は、支援物資に関する情報を随時区本部に共有するものとする

図 2-3.1.4 プル型支援の流れ

3.3 義援物資の取扱い

個人や企業等からの義援物資の取扱いは次のとおりとする。

(1) 個人等からの義援物資の抑制

原則として、個人からの義援物資は受け付けないこととし、企業・団体からの大口の義援物資は、避難所の需要や状況に応じて受け付けることとする。

(2) 企業や団体からの大口の義援物資の受入れ

企業や団体からの申し出内容を把握、整理した上で、市内のニーズを踏まえて、必要とする物資のみ受け入れることとし、申し出企業や団体に避難所等への直接輸送を依頼することとする。

第4章 物資拠点の設定、設置等の考え方及び支援物資の受援体制等

4.1 物資拠点の選定、設置等の考え方

(1) 物資拠点の区分

災害時の物資拠点について、支援物資受援体制のあり方及びマニュアルでは「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和4年度）に定める「広域物資輸送拠点」、「地域内輸送拠点」のほか、「物資保管拠点」の3つを位置づけることとし、それぞれ稼働が想定されるフェーズ時期は、次のとおりとする。

施設区分	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
広域物資輸送拠点	-	→	→
地域内輸送拠点	-	→	→
物資保管拠点	→	→	→

図2-4.1.1 各フェーズにおいて必要となる施設区分

ア 広域物資輸送拠点

国等から供給される物資を被災都県が受け入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該都県が物資を送り出すために被災都県が設置する拠点である。「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和4年度）では、神奈川県の広域物資輸送拠点として、以下の5施設が指定されている。

- ・パシフィコ横浜展示ホール
- ・横浜アリーナ
- ・川崎市中央卸売市場北部市場
- ・神奈川県小田原合同庁舎
- ・神奈川県総合防災センター

イ 地域内輸送拠点

広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市区町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市区町村が物資を送り出すために市区町村が設置する拠点である。

ウ 物資保管拠点

過去の災害では、個人から送られてきた小口物資、余剰物資などが市庁舎や物資拠点のスペースを圧迫し、混乱が生じた経緯などを踏まえ、これらの物資を保管するための拠点として設置する。

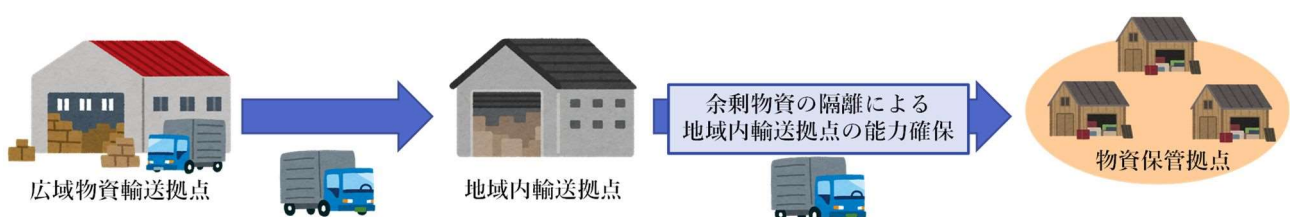


図2-4.1.2 物資保管拠点の位置づけ

(2) 選定基準

災害時物資拠点について、次のとおり選定基準を設定しており、災害時の状況に応じ、各項目を勘案して物資拠点選定を行うこととする。

- ①災害リスク
- ②アクセス性（緊急輸送道路・幅員）
- ③構造（耐震性、拠点面積、保管面積、床荷重、接車バース、トラック待機スペース）
- ④設備（フォークリフト又は類する資機材）
- ⑤その他（BCP 策定）

（P36 表 3-2.1.1 各フェーズにおいて必要となる施設区分 参照）

(3) 災害時物資拠点候補施設の把握

市として発災時に迅速な物資拠点の選定を行うため、平時から候補施設の連絡先や施設の情報などを取りまとめ、これらの情報の更新作業を年度当初に実施するとともに、新規候補施設の追加などを随時行い、候補施設の状況把握に努めるものとする。

(4) 災害発生時の物資拠点の選定

ア 基本的な考え方

物資拠点は、被災状況や発災時の状況（ライフライン・道路状況、使用資機材の使用の有無）等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ確定的に指定しておくのではなく、選定基準に基づき優先順位を付けた候補施設から、市内の被災状況や道路等の状況、候補施設の被災状況等を踏まえて総合的に決定するものとする。

イ 広域物資輸送拠点の選定

(ア) 北部市場の活用の可否

国からのプッシュ型支援物資の受入れ場所を発災後 12 時間程度で県に報告する必要があるため、発災直後、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認する。

なお、北部市場は市場機能を維持するため、敷地内で複数のスペースに区分されることも想定されることから、物資拠点として活用する場合は、市場運営に係る動線と物資拠点運営に係る動線が交錯しないよう留意する。

(イ) 民間の物流施設の活用

広域物資輸送拠点は、神奈川県が開設、運営するもので、選定は神奈川県が実施するが、北部市場が使用できない場合は、県への報告と併せて市で把握する候補施設の情報提供も行うこととする。

ウ 地域内輸送拠点の配置等

(ア) 地域内輸送拠点配置の考え方

全市的な被害をもたらす災害が発生した場合は、本市を北部・中部・南部の3エリアに区分し、拠点を設置することを基本とする（拠点配置のイメージは図 2-4.1.3 のとおり）。

なお、川崎区、幸区の被害が大きいの場合、川崎区を南部エリアとして独立させる等、災害の状況に応じた柔軟な配置を行う。

(イ) 地域内輸送拠点選定の考え方

広域物資輸送拠点からの支援物資が発災後3～4日目には地域内輸送拠点に輸送されることを踏まえ、優先順位の高い候補施設から順に連絡を取り、概ね24時間以内に地域内輸送拠点を選定し、概ね48時間以内に開設準備を完了する。

(ウ) 地域内輸送拠点の見直し

プッシュ型支援物資の受入れ時やプッシュ型支援からプル型支援への移行時等に、物資拠点のスペースや機能、物資の輸送体制等を踏まえ、地域内輸送拠点施設の見直しを行う。

また、被害の復旧状況、避難所の開設状況等を踏まえ、必要に応じて、地域内輸送拠点の配置を市内2か所に集約するなど、各フェーズで最適な地域内輸送拠点を配置することとする。

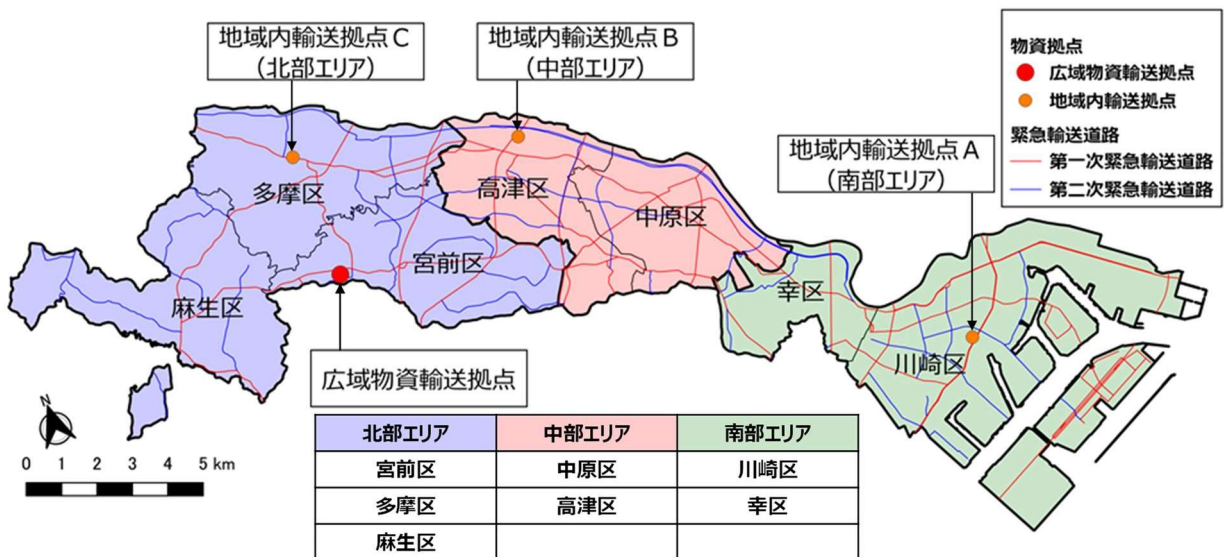


図 2-4.1.3 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点配置のイメージ

(5) 物資拠点の設営

ア 民間の物流施設を使用する場合

民間事業者のスキルやノウハウを最大限活用するため、民間事業者の意向を踏まえ、既存の物流施設の機能を活かしたレイアウト配置、資機材、人員体制の調整を行うこととする。

イ 民間の物流施設以外の施設（民間の倉庫、公共施設等）を使用する場合

物資の配置場所、車両の搬入・搬出経路、作業動線などに留意し、【地域内輸送拠点の設営手順】(P37)を参考に物資拠点の設営を行う。

なお、設営に当たっては、可能な範囲で民間事業者の協力を仰ぐこととする。

4.2 支援物資受援体制と役割

(1) 支援物資の受援体制

支援物資の受入れ、避難所への輸送は、川崎市地域防災計画及び川崎市受援マニュアルに基づく、全市的な体制を構築するとともに、可能な範囲で関係団体、民間事業者等の応援を受けて実施することとする。

なお、「(2) 市災害対策本部事務局等の組織体制」及び「(3) 地域内輸送拠点等の組織体制」は、国、県の計画との整合を図るため、国土交通省の「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を基に、第2章「2.2 支援物資量の想定」による全市的な被害をもたらす災害が発生した場合の対応を想定し作成している。

(2) 市災害対策本部事務局等の組織体制

市災害対策本部事務局等の組織、役割等の基本的な考え方は次のとおりとする。

なお、本市の被災状況や職員の参集状況、各フェーズにおける業務量等を踏まえ、同一の職員が複数の業務を兼務するなど、状況に応じた柔軟な対応を行うこととする。

表 2-4.2.1 市災害対策本部事務局等の組織体制

組織（配置場所）			構成主体	主な役割	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	必要人数（人）		備考
実施場所 （配置場所）	実施主体 （担当）	時間 断面						総数 ^{※1}		
災害対策本部事務局	支援班 統括チーム	市職員	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資業務全体の管理 チーム間の調整 被害情報の収集・集約・報告 	<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の管理・統制 義援物資の抑制 備蓄物資の在庫状況確認 地域内輸送拠点の選定 各地域内輸送拠点の人員配置 避難所アクセス経路の確認・調整 輸送車両・事業者・資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 県との調整（プッシュ型物資の各地域内輸送拠点への配分・輸送） プッシュ型輸送の状況把握・統括 ブル型輸送に向けた拠点・人員配置の調整 輸送車両・事業者・資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ブル型物資輸送に係る全体調整 輸送車両・事業者・資機材の確保 避難所のニーズの把握・集約と調達品目・数量の決定 国・県等へ支援物資調達を要請 	3	6	支援班の総数に相当させた	
										物流事業者（物資総括支援）
		需要把握担当	市職員	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資に係る区本部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所の避難者数等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所の避難者数等の把握 フェーズⅢへの移行を見据えた避難所ニーズの状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所への物資の供給見通しの伝達 	3	6	地域内輸送拠点毎に1名で担当とした
		支援班物資調整チーム	市職員	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 流通在庫の確保に係る関係局への指示及び避難所への配分 	<ul style="list-style-type: none"> ブル型輸送に向けた協定締結事業者等との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結事業者への物資調達に係る依頼 	2	4	食料、生活必需品で各1名とした
	物資調整担当	市職員	<ul style="list-style-type: none"> 配分計画の作成等物資の調整 	—	<ul style="list-style-type: none"> プッシュ型物資量を基に配分計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 統括チームの決定した調達品目・数量及び在庫状況を踏まえて調達計画を作成 調達量を拠点管理担当へ伝達 	3	6	地域内輸送拠点毎に1名で担当とした	
関係局	—	市職員	—	<ul style="list-style-type: none"> 物資拠点の被災状況等の把握 流通在庫の確保（経済労働部） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 協定事業者からの調達 	1	2		
区本部	—	市職員	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資に係る避難所との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所の避難者数等の把握及び災害対策本部事務局への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所の避難者数等の把握 フェーズⅢへの移行を見据えた避難所ニーズの状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所のニーズの把握・集約及び統括チームへの伝達 避難所への物資の供給見通しの伝達 	3	6	地域内輸送拠点毎に1名で担当とした	
総人員数（うち、物流事業者1名）								16	31	

※1：総数は、2交代制のシフトを前提とする（ただし、物資総括支援を担当する物流事業者は日中のみの配置を想定）
なお、フェーズⅠで想定される「集中備蓄倉庫から避難所への備蓄物資の輸送」に係る人員は含んでいない。

(3) 地域内輸送拠点等の組織体制

地域内輸送拠点等の組織、役割等の基本的な考え方は、次のとおりとする。

ただし、民間施設を使用する場合は、受入れ準備に一定の時間を要すること、また、民間事業者自身の被災等により、十分な協力が得られないことも想定される。このため、特に、発災初期は、市職員を中心に、一定の対応が行えるよう役割分担の明確化等を図ることとする。

表 2-4.2.2 地域内輸送拠点等の組織体制

組織（配置場所）			構成主体		必要人数（人）※2		作業場所	主な役割	
実施場所（配置場所）	実施主体（担当）		受援なし※1	受援あり※1	時間断面	総数※3			
各地域内輸送拠点	物流チーム	拠点管理担当	全体統括	市職員	市職員	1	2	拠点内本部事務室・事務スペース	・拠点運営の総合的な指揮、責任者 ・人員の管理・配置 ・輸送に関する広域物資輸送拠点との連絡調整 ・余剰物資の移送判断
			車両受付	市職員	市職員	1	2		・輸送車両の受付・案内 ・道路状況の把握及び輸送事業者への連絡 ・輸送指示書の作成
			在庫管理	市職員	物流事業者（兼拠点運営支援）	1	2		・物資の検品・入出荷数の把握 ・在庫管理表の作成と報告 （・地域内輸送拠点内の総合的な課題の把握と改善策の助言） ・在庫状況を基に配分計画を作成（フェーズⅢ）
			作業調整	市職員	市職員	1	2		・拠点人員のシフト計画作成・調整 ・拠点人員の食料・飲料水・休憩時間の確保
		作業指揮	市職員	市職員	1	2	拠点内	・拠点内の作業状況の把握・作業の流れ・動線指示 ・拠点管理への状況報告と調整 ・対策本部事務局受援班との連絡調整	
	拠点作業担当	入荷	リーダー	市職員	物流事業者	1	2	入荷バース	・入荷する物資の荷下ろし
			フォークリフトオペレーター	物流事業者	物流事業者	3	6		
			荷役作業員	市職員	物流事業者	3	6		
		保管・荷造り	リーダー	市職員	物流事業者	1	2	保管スペース	・入荷物資の保管スペースへの積付け ・出荷に向けた納品先別の物資の仕分け
			フォークリフトオペレーター	物流事業者	物流事業者	3	6		
			荷役作業員	市職員	物流事業者	6	12		
		出荷	リーダー	市職員	物流事業者	1	2	出荷バース	・出荷する物資の積込み
			フォークリフトオペレーター	物流事業者	物流事業者	3	6		
	荷役作業員		市職員	物流事業者	3	6			
	車両誘導		市職員	警備事業者	6	12	拠点内の主要動線	・車両のバース、待機場所等への誘導、動線確保 ・周辺ブラインドコーナー等の安全確保 ・入口でのトラックの輸送物資の確認、入荷担当への無線連絡（市職員）	
合計			総人員数	35	70				
			市職員（受援なし※1）	26	52				
			市職員（受援あり※1）	4	8				

組織（配置場所）			構成主体	必要人数（人）※2		作業場所	主な役割
実施場所（配置場所）	実施主体（担当）			時間断面	総数※3		
地域内輸送拠点又は事業所※4	物流チーム	輸送担当	輸送事業者	-	-	地域内輸送拠点又は事業所※4	・市が行う輸送指示に基づく配車計画の作成、必要な輸送手段の確保 ・ドライバーの管理
		ドライバー		物資の輸送	-		
物資保管拠点	物資保管担当	入出荷・保管	物流事業者	-	-	物資保管拠点	・物資保管拠点の運営

- ※1 「受援なし」は、発災初期等で民間事業者から十分な支援が得られない場合を想定。「受援あり」は、民間事業者の体制が整い、最大限の支援が受けられる場合を想定
- ※2 入荷3バース・出荷3バースの6バースの拠点を想定し、必要人数を算出。ただし、本市の被災状況や対応要員の参集状況、各フェーズにおける業務量等を踏まえ、同一の人員が複数の業務を兼務するなど、状況に応じた柔軟な対応を行う。
- ※3 総数は、2交代制のシフトを前提とする
- ※4 地域内輸送拠点又は事業所：配車計画の作成を行う「輸送担当」やドライバーは、地域内輸送拠点で業務を行うことが望ましいが、事業者の状況によっては、自社の事業所で業務を行う場合もある。

(4) 民間事業者等への協力要請

ア 関係団体、民間事業者への協力要請

支援物資の受入や管理等の体制を整え、避難所まで円滑に物資を輸送するためには、「物流機能の整った施設」、物資拠点における物資管理や輸送等の「物流に関する専門的な知識を有する人員」、「物資拠点を運営するための資機材」を可能な範囲で確保する必要がある。このため、発災時には、速やかに関係団体、民間事業者への協力要請を行うことを基本とする。(民間事業者に協力要請を行う場合の内容及び主な役割について、表 2-4.2.3 を参照)

ただし、発災初期を中心に、民間事業者から十分な協力が得られないことも想定されることから、民間事業者に優先的に協力を要請する項目を明確にするとともに、必要に応じて、地域や他自治体への協力要請を行うこととする。

【民間事業者に優先的に協力を要請する項目】

(ア) 配車計画の作成

市が行う輸送指示(どの避難所へ、何を、どれだけ、いつ輸送するか)を基に、輸送に必要な車両の種類・台数等を整理した配車計画を作成。

(イ) 地域内輸送拠点の運営

民間の物流施設を地域内輸送拠点として使用する場合は、当該拠点を管理する物流事業者に運営をある程度一括して委託することで、効率化を図ることが望ましい。

(ウ) 物資総括支援を行う者の派遣

物資調達、物資拠点の運営、輸送等物流業務全般に知識を有する方の派遣。

イ 地域への協力要請

発災時の状況によっては、関係団体、民間事業者から十分な資機材等を確保できないことも想定されるため、物資拠点の周辺地域の状況を踏まえて、物資の輸送、資機材の提供等について防災協力事業所や市内の事業者団体等へ協力要請を行うものとする。

ウ 他自治体への協力要請

民間事業者、市職員等では物資拠点の運営が賄えないことが見込まれる場合は、一時的な対応として他自治体からの応援職員の派遣を検討する。(物資拠点での荷役作業等)

表 2-4.2.3 民間事業者に協力要請する場合の要請内容及び主な役割

組織（配置場所）		分類	民間事業者に期待する知識・技能	要請内容及び主な役割
実施場所 （配置場所）	実施主体 （担当）			
災害対策 本部事務局	総括チーム	物流事業者 （物資総括支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資調達、拠点運営、輸送等物資業務全般に対して知識を有する方 ・【better】災害時の物資輸送に関して、経験・知識を有する方 ・【better】県の統括部門の物資事業者と調整ができる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流専門家の立場からの助言全般の提供 ・国・県の物流業務を担当する物流専門家・事業者との連携 ・派遣されている物流事業者との連絡調整
各地域内 輸送拠点	物流 チーム	物流・流通事業者 （拠点運営・在庫管理支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・物流施設の運営管理・在庫管理業務に従事されている方 ・【better】民間施設を地域内輸送拠点とした場合、当該拠点で業務に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内輸送拠点内の総合的な課題の把握と改善策の助言 ・拠点の役割に応じた物資拠点レイアウトの調整 ・地域内輸送拠点の入出荷指示、検品、在庫把握・管理等 ・在庫状況を基に配分計画を作成（フェーズⅢ）
			<ul style="list-style-type: none"> ・物流施設において入荷・保管・出荷等の実務の運営業務をされている方 ・【better】民間施設を地域内輸送拠点とした場合、当該拠点で業務に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の入荷・保管・出荷の各作業の指示・支援
		<ul style="list-style-type: none"> ・物流施設において入荷・保管・出荷等の実務作業をされている方 ・【better】民間施設を地域内輸送拠点とした場合、当該拠点で業務に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトによる各種作業の実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・物流施設において入荷・保管・出荷等の実務作業をされている方 ・【better】民間施設を地域内輸送拠点とした場合、当該拠点で業務に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の入荷・保管・出荷の各作業の実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・警備・交通誘導に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のバース、待機場所等への誘導、動線確保 ・周辺ブラインドコーナー等の安全確保 	
地域内輸送 拠点又は事 業所	輸送 担当	輸送手配	<ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送に係る配車関連業務に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う輸送指示に基づく配車計画の作成、必要な輸送手段の確保 ・ドライバーの管理
	ドライ バー	物資の輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送業務に従事されているトラックドライバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・配車計画に基づく、地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送
物資保管 拠点	物資 保管 担当	物流事業者 （保管拠点運営）	<ul style="list-style-type: none"> ・物流施設において入荷・保管・出荷等の実務の運営業務をされている方 ・【better】民間施設を物資保管拠点とした場合、当該拠点で業務に従事されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資保管拠点の運営

4.3 物資拠点運営上の基本的ルール

災害時の物資拠点には、国からのプッシュ型支援物資のほか、自治体、企業、海外、個人など様々な団体等からの輸送が想定され、大量、不定形の物資の受入れ等によって物資拠点への物資の滞留、在庫管理の煩雑化などが懸念される。このため、物資の取扱方法を予め整理し、余裕を持った物資拠点のレイアウト配置や物資保管拠点の活用を行うとともに、在庫情報の一元管理や資機材の確保等を図り、円滑な物資拠点運営に努めるものとする。

(1) 物資の需要に応じた適切な判断

大量・過剰物資や不特定多数から提供された混載・不定形（バラ品）の物資は、物資拠点の滞留要因となることから、物資拠点で保管すべき物資は、「今、必要な物資」「近い将来、高い確率で需要が予想される物資」に限定するなど、物資の需要に応じた適切な判断を行うこととする。

(2) 余裕を持った物資拠点の運営

常に2割以上の保管スペースを確保し、これ以上の保管が見込まれる場合は速やかに物資保管拠点に移送する、長期対応を見据え、原則として24時間対応は避けるなど、余裕を持った物資拠点の運営に努めることとする。

(3) 物資拠点に義援物資が持ち込まれた場合の対応

個人等からの義援物資が直接、物資拠点に持ち込まれた場合は、上記(1)、(2)に基づき、物資の需要に応じ、物資保管拠点に移送するなど適切な判断を行うこととする。

(4) 輸送に関する情報の一元管理

地域内輸送拠点の安定的な運営に向けて、市災害対策本部事務局受援班統括チームは、地域内輸送拠点へのトラックの到着時間、到着物資量・種類などの全ての情報を一元的に管理し、地域内輸送拠点の担当者と適宜、情報を共有するとともに、必要な調整を行う。

(5) 物資の在庫情報の一元管理

地域内輸送拠点の管理担当者は、地域内輸送拠点の在庫情報を市災害対策本部事務局受援班統括チーム及び区本部へ定期的に報告し、受援班統括チームは、地域内輸送拠点全体の在庫情報を管理する。

(6) 物資拠点作業における資機材の活用

大規模災害時の状況下で、速やかに物資を避難所に輸送するための荷積み・荷下ろし等の作業を全て人員数でカバーすることは難しいため、地域内輸送拠点内の作業においては、フォークリフト等の物流資機材を積極的に活用するものとする。

なお、必要な資機材を確保できるよう協定の締結等により、関係団体、民間企業、地域の事業所等の協力体制を構築しておくこととする。

(7) 物流事業者のシステム等の活用

物流事業者の物流施設を地域内輸送拠点として使用する場合等で、拠点運営の効率化が見込まれる場合は、物流事業者の方針に従い、当該物流事業者の物流システムを活用する。

第5章 さらなる支援物資受援体制の整備に向けて

5.1 現状残された主な課題

(1) 市職員の物資受援に係る対応力や関係機関との連携体制の構築

民間事業者等への協力要請については、事業者側の受け入れ準備等で一定の時間を要することや、民間事業者自身の被災等により事業者の支援が十分に得られない状況も想定され、特に、発災初期は市職員を中心とした対応が必要となるため、職員の物資受援に係る対応力の向上が必要である。

また、支援物資受援体制のあり方及びマニュアルで取りまとめた支援物資受援体制を実効性のあるものにするための国、県、関係団体、民間事業者等との連携体制のさらなる構築が必要である。

(2) 物資受援に係る市内部の役割分担等の整理・調整

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルでは、支援物資の受入れ、管理、避難所までの輸送に係る市の組織体制や民間事業者への要請内容等について整理したが、市内部の各部局の役割分担については、十分な整理ができていない。

(3) 物資拠点候補施設の実効性確保に向けたさらなる検討

物資拠点候補施設の選定に係るアンケート調査及びアセスメント評価に基づき、物資拠点候補施設を抽出したが、物資拠点内のトラックの待機スペースの広さや、トラックが滞留した場合を想定した近隣施設の活用スペース等に関する確認は行っていないため、特に物流施設以外の拠点候補施設については更なる調査と検討が必要である。

また、実災害では停電や通信不通等のライフラインの途絶や、交通渋滞のリスクが想定されることから、これらリスクに対応するための必要な資機材、燃料、情報等の確保手段の確認・整備が必要である。

(4) 周辺自治体及び民間事業者等との連携

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルでは、国、県、関係団体、民間事業者等との連携した支援物資受援に係る対応を整理したが、関東圏等の周辺エリアの自治体間における不足物資の相互融通や、エリア全体の備蓄物資量の最適化等の連携体制の構築については、十分な検討ができていない。

また、発災時の支援物資輸送をより円滑に進めるためのあるべき姿について、産官学の連携による全体最適を目指した検討・連携強化に引き続き努める必要がある。

(5) 海上輸送など陸上輸送以外の輸送手段の検討

支援物資受援体制のあり方及びマニュアルでは、災害時の物資輸送の基本となる陸上輸送を対象として、物資受援に係る各種対応手順の検討を行った。一方で、首都直下地震等の大規模災害時には、本市の特性からも、海上輸送、航空輸送（無人航空機活用を含む）、鉄道輸送といった各種の輸送手段を組み合わせた対応も想定されるが、これら陸上輸送以外の輸送方法への対応手順の検討は現状十分にできていない。

5.2 物資受援に係る運営体制の強化

「5.1 現状残された主な課題」を踏まえ、物資受援に係る運営体制の強化を図るため、次の取組を推進していく。

(1) 市職員の対応力向上（マニュアルの周知・理解）

市職員の物資受援に関する対応力向上を図るため、物資受援に係る関係職員への物資受援マニュアルの周知及び理解の促進に向け、危機管理本部が主体となり、マニュアル説明会や関係部署を対象にした研修会等を行う。

また、これらのマニュアルの周知活動を通じて、関係職員の意見を収集・集約し、これに基づくマニュアル内容のさらなるブラッシュアップを図ることで、継続的に市職員の災害対応能力向上を図っていく。

(2) 国、県、関係団体、民間事業者等との連携体制の向上

国、県等の関係機関については、物資受援マニュアルの共有や、説明の場を設けるなど、共通理解を図るとともに、関係機関の物資受援に係るオペレーションの動向についても留意していく。特に、神奈川県については、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への物資の輸送等、本市との連携が必要な項目について、相互の計画・マニュアルの対応手順の整合を確認し、必要に応じて見直しを行っていく。

関係団体、民間事業者等については、物資受援マニュアル策定において整備した「災害時物資拠点候補データベース」の定期的な維持管理・更新等を通じて、日常から、顔の見える関係を構築していく。また、必要に応じて、既存の協定内容の見直しや、地域内輸送拠点、物資保管拠点の候補施設を管理する事業者等との協定締結を推進するなど、連携体制の構築に向け取組を推進していく。

(3) マニュアルのさらなる有効活用に向けた取組の推進

物資受援マニュアルをより有効に活用するために、関係団体、民間事業者等に対して、マニュアルを共有するとともに、説明の場を設けるなど、共通理解を図ることとする。

併せて、物資受援マニュアルを市と関係団体、民間事業者等が相互に活用しやすいものとするため、関係者が随時、必要な内容を確認することができるようマニュアルの有効活用に向けた仕組みづくりについても引き続き検討を行い、発災直後から官民が連携した初動対応を行える体制整備に努めるものとする。

(4) 物資受援に関する訓練の実施

物資受援マニュアルで定めた物資受援に関する手順を検証するため、関係機関・関係団体等の参画による次のような訓練を年1回以上、継続的に実施するものとする。

なお、これら訓練により得られた課題や問題点に基づき、マニュアル内容の見直しを継続的に行っていく。

ア 物資受援に係る手順・手続きの確認・検証を行う図上訓練

イ 地域内輸送拠点における、物資の受領・保管・輸送等の一連の対応を確認する実動訓練

ウ 避難所の開設・運営訓練にあわせた避難所ニーズの収集・集約及び物資の受入訓練

5.3 職員配置・人員確保

物資受援に係る多種多様な対応においては、民間事業者の協力が十分には得られない発災初期などを中心に全庁的な対応が必要となることが想定される。

一方で、現状では、物資受援における職員の配置・人員体制は必ずしも十分でないことから、今後、各局室区と調整を図り、担当業務内容を具体化し、マニュアルに反映させていく。

5.4 物資拠点候補施設及び周辺環境の継続調査・整理

優先順位の高い物資拠点の候補施設を中心に、トラックの待機スペースの広さ、近隣の活用スペースの有無、実際に現場でトラックが作業できるかどうか等、可能な範囲で現地調査を含めた調査・確認を継続的に行うことで候補施設活用の実効性を高めていく。

また、自家発電機や投光器、仮設トイレなどライフラインの途絶に対応するための資機材の確保状況について調査・整理を進めるとともに、必要に応じてそれら資機材や燃料確保手段を検討する。

さらに、渋滞情報や大型トラックの通行可能な道路に関する情報の整備・共有方法についても更なる検討を進める。

5.5 周辺自治体等との広域連携の検討

物資受援に係る人的・物的リソースを最大限有効活用するためには、自治体間でのリソースの取り合いを避け、関東圏などにおいて各自治体が保有する一定量の物資を相互融通するなど、広域的な連携体制の構築による全体最適を目指し、その枠組みや体制について、継続的に検討を進める。

5.6 海上輸送、航空輸送、鉄道輸送への対応

引き続き、海上輸送、航空輸送（無人航空機等）、鉄道輸送について、対象とする物資、対応拠点の整理、物資輸送の方法・手順の検討等を進めていく。